

## 青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) むつ風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存及び計画中的風力発電事業が多数存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。  
また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。
- 3 一般鳥類の調査について、任意観察調査では、個体数が少ない種や夜行性の種などの生息状況を把握できないおそれがあることから、調査地域を網羅できるように複数の調査地点を設定した上で、繁殖期における夜間及び早朝の自動録音調査を実施すること。
- 4 渡り鳥の調査について、対象事業実施区域及びその周辺は、渡り鳥の移動経路となっている可能性があることから、夜間の渡りの状況を把握するため、渡りの最盛期にレーダー調査を実施すること。
- 5 植物の調査について、踏査ルートの大半が林縁に設定されており、林内に生育する種を把握できないおそれがあることから、風力発電設備の設置場所など林内の改変区域にも踏査ルートを設定すること。
- 6 対象事業実施区域東部には、自然植生であるジュウモンジシダーサワグルミ群集が代償植生であるオオバクロモジミズナラ群集を取り囲んでいるエリアが存在している。このようなエリアでは、代償植生であっても自然植生への遷移が進んでいる可能性があることから、樹木の伐採や土地の改変等を極力回避すること。